

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【公開番号】特開2011-45578(P2011-45578A)

【公開日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-010

【出願番号】特願2009-197422(P2009-197422)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月27日(2013.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板を収納するベース体及びカバー体とからなる基板ケースを備える遊技機であつて、

固有の識別情報が記憶される記憶部及び該記憶部に記憶された前記識別情報を含む電波を発信するアンテナ部を有する電子タグと、

前記電子タグを有し、前記ベース体とカバー体とを封止状態とするために用いられる封印シールと、

前記ベース体に設けられ、前記封印シールの一端側が貼付されるベース体側シール貼付部と、

前記カバー体に設けられ、前記封印シールの他端側が貼付されるカバー体側シール貼付部と、

前記ベース体に前記カバー体を組み付けるための部材であつて、前記ベース体または前記カバー体のうち一方に形成される挿通部に挿通され他方に形成される被取付部に取り付けられる取付部と、前記挿通部に連通し前記一方のシール貼付部に臨むように形成される開口部に収納される頭部と、からなる金属製の組付部材と、

を備え、

前記組付部材の取付部を前記開口部から前記挿通部に挿通し前記被取付部に取り付けて前記ベース体に前記カバー体を組み付け、前記封印シールを前記ベース体側シール貼付部と前記カバー体側シール貼付部とに跨るように貼付した前記封止状態から該封止状態を解除した際に、前記電子タグに破損が生じ前記アンテナ部からの前記識別情報を含む電波の発信が不可能となり、

前記封印シールは、前記封止状態において前記アンテナ部が配置されていないアンテナ非配置部にて、前記開口部を被覆する

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記封印シールは略長方形状をなし、

前記ベース体側シール貼付部及び前記カバー体側シール貼付部と前記封印シールとにおける一対の長辺部間の幅寸法または一対の短辺部間の幅寸法のうち少なくとも一方が合致し、

前記アンテナ部を、前記封印シールの中心位置に対して点対称に配置したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。